

社会福祉法人岩手福寿会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人岩手福寿会定款の規定に基づき、役員等に対する報酬について定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 役員等は、理事、監事、評議員、顧問、評議員選任解任委員をいう。

(出席報酬)

第3条 役員等が理事会・評議員会・評議員選任解任委員会の会議または監査、その他の業務執行のための会議(以下、「会議等」という。)に出席したときは、1回 5,000 円を支給する。

2 役員等または理事会・評議員会の依頼を受けて事業運営に係る会議等に出席する第三者委員等については、前項に準じて支給する。

3 報酬の支給を受ける役員等または職員を兼ね給与の支給を受ける理事については、前第1項は適用しない。

(勤務報酬)

第4条 理事長及び常務理事の勤務に関する報酬の額等は別表による。

(役員等の報酬の総額)

第5条 役員等に職務執行の対価として、次に定める金額の範囲内で報酬を支給する。ただし、次の各号の報酬総額とは、役員等としての報酬であり、職員を兼務する者の職員としての報酬(職員給与)はこれに含まない。

(1) 全理事の報酬の各年度の総額は、800 万円を超えない範囲で支給することができる。

(2) 全監事の報酬の各年度の総額は、50 万円を超えない範囲で支給することができる。

2 評議員には、定款8条で定める金額の範囲内で支給することができる。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(その他必要な事項)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成31年3月1日から施行する。

2. この規程は、令和3年4月1日から改正し施行する。

3. この規程は、令和4年4月1日から改正し施行する。

4. この規程は、令和5年7月1日から改正し施行する。

5. この規程は、評議員会が議決した令和7年1月31日より施行する。

6. この規程は、評議員会が議決した令和8年6月23日より施行する。

別 表

役 位	報酬の額	支給方法	備 考
理事長	年 額 1,200,000 円 (月 額 100,000 円)	社会福祉法人 岩手福寿会給 与規程に準ず る	第 3 条第 3 項
常務理 事	年 額 4,800,000 円 (月 額 400,000 円)	社会福祉法人 岩手福寿会給 与規程に準ず る	第 3 条第 3 項